新型コロナウイルス感染者の火葬の対応について

（令和４年２月22日決定）

１　ご遺体の葬斎場への移送について

・ご遺体は病院で非透過性納体袋に収納・密閉し、表面を消毒されます。
・ご遺体との対面は医師の判断により可能な場合があります。
・非透過性納体袋に収納した後は、ご遺族からの要望があっても、ウイルス飛散の防止のため開けない対応をさせていただきます。
・非透過性納体袋のまま、病院から葬斎場へ移送します。自宅等への搬送はご遠慮いただきます。

２　葬斎場での感染者の火葬について

・死亡診断書に基づき火葬許可を行います。
・火葬の際には、火葬業務にあたる職員の感染リスクを低減するため、遺族等の葬斎場へのご入場は最小限の人数とさせていただきます。
・火葬業者は必要に応じて防護服・マスク・ゴーグル・手袋を着用し作業を行います。
・火葬に際しまして、ご遺体を搬送するご遺族等と火葬業務を行う職員等は２ｍ以上の距離をあけるようにお願いいたします。
・火葬終了後、火葬業務を行う職員は防護服等着用のまま、遺族に収骨の案内をさせていただきますのでご了解願います。

３　火葬終了後の施設の消毒について

・火葬終了後、火葬炉の周辺、前室、玄関等の消毒を行います。
・消毒は次亜塩素酸ナトリウムまたは、アルコール消毒液を使用し、ドアノブ、手すり、いす、テーブルなど人の手などが触れる場所について、ふき取り消毒を行います。
・消毒作業によりウイルスが残っていないという判断のもと、感染者の火葬を行った次の日から、一般の火葬を行うことは可能と考えています。

４　感染者の火葬のために必要な物品等について

・防護服、マスク、ゴーグル等を必要数用意し業務を行います。
・消毒用の次亜塩素酸ナトリウムまたは、アルコール消毒液を用意します。
・葬斎場の消毒のためのペーパータオル、噴霧器等を必要な物を用意します。
・使用済みの防護服、マスク等については、直接触ることがないように他のごみと区別した容器に入れるなどし、密閉した状態で、専門業者に処分を依頼します。
・ごみを捨てた後は手などを洗うなど消毒を徹底します。

５　その他

・ご遺体は病院から葬斎場へ搬送するため、通夜、葬儀は、ご遺骨の状態で行うことを想定しています。
・ご遺骨は焼却炉にて1,000℃で火葬するため、ウイルスは死滅すると考えられています。